

改正条項

新 規 程	旧 規 程
<p>(安全衛生管理体制)</p> <p>第4条 会員は、当該事業場の規模に応じて、法令の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場においては安全管理者及び衛生管理者を、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者を選任すること。</p> <p>(2)常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、産業医を選任すること。なお、常時50人未満の労働者を使用する事業場においては、地域産業保健推進センター事業の利用等に努めること。</p> <p>(3)採石のための掘削作業主任者を選任すること。</p> <p>(4)採石法に規定する採石業務管理者を選任すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 略</p> <p>(削除)</p> <p>*安全管理者の選任、資格及び権限 法11、令3、則4～6</p> <p>*衛生管理者の選任、資格及び権限 法12、令4、則7、10、11</p> <p>*安全衛生推進者の選任、資格等 法12の2、則12の2～12の4</p> <p>*産業医の選任及び権限 法13、令5、則13、15、</p>	<p>(安全衛生管理体制)</p> <p>第4条 会員は、当該事業場の規模に応じて、法令の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(1)常時100人以上の労働者を使用する事業場においては総括安全衛生管理者を、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては安全管理者及び衛生管理者を、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者を選任し、労働災害及び健康障害を防止するための措置を講ずる等の業務を行わせること。</p> <p>(2)常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、産業医を選任し、労働者の健康管理等の業務を行わせること。なお、常時50人未満の労働者を使用する事業場においては、地域産業保健推進センター事業の利用等に努めること。</p> <p>(3)採石のための掘削作業主任者を選任し、当該作業に従事する労働者の指揮等の業務を行わせること。</p> <p>(4)採石法に規定する採石業務管理者を選任し、岩石の採取に伴う災害の防止に関し、当該作業に従事する労働者の指揮等の業務を行わせること。</p> <p>(5)公害防止組織整備法の定めるところにより公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者を選任し、汚水等排出施設の技術的検査等に従事する労働者の指揮等の業務を行わせること。</p> <p>(6) 略</p> <p>*総括安全衛生管理者の選任及び職務 法10、令2-1、則2、則3</p> <p>*安全管理者の選任、資格、職務及び権限 法11、令3、則4～6</p> <p>*衛生管理者の選任、資格、職務及び権限 法12、令4、則7、10、11</p> <p>*安全衛生推進者の選任、資格、職務等 法12の2、則12の2～12の4</p> <p>*産業医の選任、職務及び権限 法13、令5、則13</p>

15の2

- * 採石のための掘削作業主任者の選任 法14、令6、
則403
- * 採石業務管理者 採石法32の2、32の12

(削除)

- * 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の設
置及び調査審議事項等 法17～19、令8～9、則
21～23の2

(安全管理者等の職務)

第4条の2 会員は、前条の規定により選任する
次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に
定める職務を行わせなければならない。

(1)安全管理者

次のイからへまでに掲げる業務の技術的事項
を管理すること。

イ 労働者の危険を防止するための措置に関す
ること。

ロ 労働者の安全のための教育の実施に関する
こと。

ハ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に
関すること。

ニ 安全に関する方針の表明に関すること。

ホ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に
基づき講ずる措置に関すること。

ヘ 安全に関する計画の作成、実施、評価及び
改善に関すること。

(2)衛生管理者

次のイからトまでに掲げる業務の技術的事項
を管理すること。

イ 労働者の健康障害を防止するための措置に
関すること。

ロ 労働者の衛生のための教育の実施に関する
こと。

ハ 健康診断の実施その他健康の保持増進のた
めの措置に関すること。

ニ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に
関すること。

～15の2

- * 採石のための掘削作業主任者の選任及び職務 法
14、令6、則403、404

- * 採石業務管理者 採石法32の2、32の12、採石則
8の6

- * 公害防止管理者の選任 公害整備法4 公害整備
則7

- * 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の設
置及び調査審議事項等 法17～19、令8、則21～
23の2

- ホ 衛生に関する方針の表明に関すること。
- ヘ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ト 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(3)安全衛生推進者

- 次のイからヌまでに掲げる事項を担当すること。
- イ 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ロ 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- ハ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- ニ 安全衛生教育に関すること。
- ホ 異常な事態における応急措置に関すること。
- ヘ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ト 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- チ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
- リ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ヌ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

(4)産業医

- 次のイからトまでに掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うこと。
- イ 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- ロ 作業環境の維持管理に関すること。
- ハ 作業の管理に関すること。
- ニ 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- ホ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の

保持増進を図るための措置に関すること。

へ 衛生教育に関すること。

ト 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(5)採石のための掘削作業主任者

次のイからニまでに掲げる事項を行うこと。

イ 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

ロ 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

ハ 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

ニ 退避の方法を、あらかじめ、指示すること。

(6)採石業務管理者

次のイからホまでに掲げる事項を行うこと。

イ 採取計画の作成及び変更に参加すること。

ロ 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。

ハ 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行うこと。

ニ 採石法第34条の2の帳簿の記載及び同法第42条の報告について監督すること。

ホ 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

*安全管理者の職務 法11

*衛生管理者の職務 法12

*安全衛生推進者の職務等 法12の2、昭63.9.16基発第602号

*産業医の職務 法13、則14

*採石のための掘削作業主任者の職務 法14、則404

*採石業務管理者の職務等 採石法32の12、採石則8の6

(労働安全衛生マネジメントシステム)

第6条 会員は、前条に規定するもののほか、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、

(労働安全衛生マネジメントシステム)

第6条 会員は、前条に規定するもののほか、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、

労働安全衛生マネジメントシステムの導入、リスクアセスメントの実施等により、組織的かつ継続的に事業場における危険性又は有害性等の低減を図るよう努めることとする。

*事業者の行うべき調査等 法28の2

*危険性又は有害性等の調査等に関する指針
(平18.3.10 公示1)

*労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 (平11.4.30 告示53)

*機械の包括的な安全基準に関する指針について (平13.6.1 基発501、改正：平19.7.31 基発第0731001号)

*化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (平18.3.30 公示2)

(自主的な安全衛生活動に関する教育)

第8条 会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、労働者に対して次の各号に掲げる職場の自主的な安全衛生活動を促進する教育、研修等を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めるものとする。

(1)安全衛生推進者能力向上教育

(2)労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修

(3)危険予知訓練 (KYT)、危険予知活動 (KYK) に関する研修

(4)リスクアセスメントに関する研修

(5)職長教育

*安全衛生推進者能力向上教育 法19の2

*労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 (平11.4.30告示53)

*危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (平18.3.10 公示1)

*職長教育 法60、令19

(面接指導)

第17条の2 会員は、法令に定めるところにより、労働時間の状況に応じ、医師による面接指導を

労働安全衛生マネジメントシステムの導入、リスクアセスメントの実施等により、組織的かつ継続的に事業場における危険又は有害要因の低減を図るよう努めることとする。

*労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 (平11.4.30 告示53)

*機械の包括的な安全基準に関する指針について (平13.6.1 基発501)

*化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針 (平12.3.31 公示1)

(自主的な安全衛生活動に関する教育)

第8条 会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、労働者に対して次の各号に掲げる職場の自主的な安全衛生活動を促進する教育、研修等を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めるものとする。

(1)労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修

(2)危険予知訓練 (KYT)、危険予知活動 (KYK) に関する研修

(3)職長教育

*労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 (平11.4.30告示53)

*職長教育 法60、令19

行わなければならない。

*面接指導等 法66の8

(健康診断等に関する秘密の保持)

第17条の3 会員は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第104条の規定による健康診断等に関する秘密の保持に関し、必要な措置を講じるものとする。

*秘密の保持 法104

(コンベヤーの使用)

第34条 会員は、コンベヤー（フローコンベヤー、スクリーンコンベヤー、流体コンベヤー及び空気スライドを除く。以下同じ。）については、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置（第6項において「逸走等防止装置」という。）を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するとき、その他労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2～7 略

*原動機、回転軸等による危険の防止 則101

*逸走等の防止 則151の77

*非常停止装置 則151の78

*荷の落下防止 則151の79

*搭乗の制限 則151の81

*点検 則151の82

*補修等 則151の83

第9章 労働災害の報告

(労働災害発生状況報告)

第120条 会員は、事業場において発生した労働災害（労働者が死亡又は4日以上休業したものの）についての報告を、別に定める様式により提出しなければならない。

(コンベヤーの使用)

第34条 会員は、コンベヤー（フローコンベヤー、スクリーンコンベヤー、流体コンベヤー及び空気スライドを除く。以下同じ。）については、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置（第5項において「逸走等防止装置」という。）を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するとき、その他労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2～7 略

*原動機、回転軸等による危険の防止 則101

*逸走等の防止 則151の77

*非常停止装置 則151の78

*荷の落下防止 則151の79

*搭乗の制限 則151の81

*点検 則151の82

*補修等 則151の83

第10章 実施を確保するための措置

(実施を確保するための措置)

第121条 会員は、この規程の内容について関係労働者に教育しなければならない。

第122条 協会は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1)この規程の内容について、会員に対し講習を行う等その周知に努めること。
- (2)この規程の順守について、会員に対し適切な指導を行うこと。
- (3)前号による指導にかかわらず、会員がこの規程を守らないときは、警告を発すること。

*労働災害防止規程の規定事項等 労働災害防止団
体法37

附則 (設定 平成16年9月16日)

この規程は、この規程について厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附則 (変更 平成20年1月4日)

この変更は、この変更について厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日(平成20年4月3日)から適用する。

第9章 実施を確保するための措置

(実施を確保するための措置)

第120条 会員は、この規程の内容について関係労働者に教育しなければならない。

第121条 協会は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1)この規程の内容について、会員に対し講習を行う等その周知に努めること。
- (2)この規程の順守について、会員に対し適切な指導を行うこと。
- (3)前号による指導にかかわらず、会員がこの規程を守らないときは、警告を発すること。

*労働災害防止規程の規定事項等 労働災害防止団
体法37

附則

この規程は、この規程について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

平成16年9月16日 厚生労働大臣認可
従って、平成16年12月16日から適用